

## 災害時におけるアマチュア無線の活用に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と、福山アマチュア無線赤十字奉仕団（以下「乙」という。）とは、福山市内で発生した災害時におけるアマチュア無線の活用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、福山市内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「災害発生時等」という。）に甲が行う情報収集等に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力等）

第2条 甲は、災害発生時等に乙の協力が必要であると認められるとき、アマチュア無線を活用して災害情報の収集及び伝達（以下「災害通信」という。）に関し、乙に協力を要請する。

2 災害状況により緊急を要すると判断し、第1項の要請を待たずに乙が災害通信を行った場合、甲の要請があったものとみなす。

（災害情報等の報告）

第3条 乙は、災害通信を行った場合、甲に報告するものとし報告場所は福山市災害対策本部とする。

（補償）

第4条 甲は、乙の団員が災害情報活動等により負傷等した場合は福山市市民活動総合補償保険制度により補償する。

（協議）

第5条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方協議を行い定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、甲乙双方協議のうえ特別の定めをする場合を除きその効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

2005年（平成17年）6月20日

甲 福山市東桜町3番5号  
福山市  
代表者 福山市長 羽 田 皓

乙 深安郡神辺町道上2062-5  
福山アマチュア無線赤十字奉仕団  
代表者 団長 世 良 善 美